

ASAHI NEWS

平成30年9月10日
第102号

朝日税理士法人 城南支社
TEL:03-3700-3331
FAX:03-3700-8942
<http://www.asahitax.jp>



■■■■ 9月の主な予定 ■■■■

税務・会計

9月30日：3月決算法人の中間決算日

経営・経済

9月12日：第3四半期の法人企業景気予測調査(財務省・内閣府)

9月18日：日銀金融政策決定会合(日銀、19日まで)

9月19日：黒田日銀総裁会見(日銀)

9月19日：貿易統計発表(財務省)

9月19日：第2四半期・米経常収支発表(商務省)

9月21日：全国消費者物価指数発表(総務省)

9月27日：第2四半期・米GDP確定値(商務省)

9月28日：鉱工業生産・出荷・在庫指数速報発表(経産省)



ふるさと納税の返戻品は一時所得です

寄附を行うと返戻品をもらうことができるお得な制度として定着したふるさと納税ですが、このもらった返戻品に対して税金を支払わなければならないケースがあります。年末に向けて、ふるさと納税をしようと考えている方も多いと思いますので、ご紹介いたします。



もらった返戻品は一時所得

ふるさと納税とは、わかりやすく説明すると、「所得に応じた一定の限度額までなら、実質2,000円の自己負担で返戻品がもらえる制度」です。ここで問題になるのが、もらった返戻品は所得税法における一時所得に該当し、その一時所得に対して所得税及び住民税が課税されることです。

一時所得は他の所得に比べ優遇されており、下記の算式で計算されます。

$$\text{一時所得の金額} = (\text{収入金額(注1)} - \text{支出した金額(注2)} - 50\text{万円}) \times 1/2$$

(注1) もらった返戻品の価格となり、基本的には寄附額の30%程度で設定されていることが多いようですが、それ以上やそれ以下の場合もあります。

(注2) 支出したふるさと納税の寄附金は含まれません。

一時所得の金額は、算式のとおり**50万円の控除があるので、もらった返戻品の価格が50万円を超えない限り課税はされません**。ただし、次の場合は課税される可能性があるため注意が必要となります。

- ・ ふるさと納税で多額の返戻品を受け取っている場合
- ・ ふるさと納税のほかに一時所得がある場合

こんな人は要注意

ふるさと納税の返戻品が一時所得として課税される場合について詳しく見ていきましょう。

まず、ふるさと納税で多額の返戻品を受け取っている場合ですが、仮に返戻品の価値をふるさと納税額の30%とすると、約167万円を超えてふるさと納税をした場合には課税の対象となります。

次に、ふるさと納税のほかに一時所得がある場合ですが、一時所得にはふるさと納税の返戻品以外に主に次のような場合が該当します。

- ・ 生命保険・損害保険の満期返戻金をもらった場合
- ・ 住居の立ち退きにより立退料をもらった場合
- ・ 高額の懸賞品や万馬券が当たった場合



上記のような一時所得がふるさと納税の返戻品と同一年度に発生している場合には合算して一時所得を計算するので、注意が必要となります。

いつの年度の一時所得か？

年末に駆け込みでふるさと納税をする方も多いかと思いますが、年末にふるさと納税をして返戻品が届いたのは翌年という場合、いつの年分の一時所得になるのかと疑問に思われる方もいらっしゃるかと思います。

ふるさと納税については、**発送の通知がなく返戻品が届いた場合にはその届いた日、発送の通知がある場合にはその通知があった日の属する年分**の一時所得となります。

最近では、寄附をしたときにポイントをもらい、後日そのポイントに見合う返戻品を選択できる自治体も増えてきました。では、ポイント交換の場合はどの年分の一時所得となるのでしょうか。

ポイント交換の場合、ポイントをもらったときではなく、**ポイントを返戻品に交換したとき**に一時所得を認識することになります。つまり、返戻品に交換した年分の一時所得となります。

被災者支援に関する義援金・災害見舞金の取扱いについて

異常気象に伴い、近年、台風・地震・豪雨・津波などの災害が増加傾向にあります。そのような事象に対して、全国から被災者に対する義援金・見舞金が多く寄せられています。このような義援金・見舞金の税務上の取扱いが異なります。

義援金・災害見舞金の税務上の取扱い

【義援金の税務上の取扱い】

義援金とは、被災者を支援するために、日本赤十字社等に対して拠出する寄附金になります。災害が発生した際に法人が義援金を支出した場合、法人税法上は寄附金として取り扱われます。

寄附金の種類	税務上の取扱い	具体例
国又は地方公共団体に対する寄附金	全額損金算入	地方公共団体の災害対策本部への寄附金など
財務大臣が指定した寄附金(指定寄附金)	全額損金算入	日本赤十字社への寄附金で財務大臣の承認を得たものなど
特定公益増進法人に対する寄附金	一般の寄附金とは別枠で、限度額の範囲内で損金算入	独立行政法人、公益社団法人・公益財団法人、認定NPO法人など
一般の寄附金	限度額の範囲内で損金算入	上記3種類以外の寄附金

【災害見舞金の税務上の取扱い】

1. 被災した従業員等への災害見舞金



① 従業員等

被災した従業員やその親族等に対して、法人が一定の基準に従って支給する災害見舞金品に要する費用は、福利厚生費として損金に算入されます。

② 元従業員や採用内定者

すでに退職した元従業員や採用内定者に対して災害見舞金品を支給する費用についても従業員と同一の基準によって支給するものについては、福利厚生費として損金に算入されます。

③ 専属下請先の従業員等

法人が従業員と同様の事情にある下請専属先の従業員等又はその親族等に対して、一定の基準に従って支給する災害見舞金品に要する費用についても損金に算入されます。

2. 被災した取引先に対する災害見舞金

① 取引先に対する災害見舞金

被災前の取引関係の維持・回復を目的として、災害発生後相当の期間内(取引先の復旧過程)において、法人が取引先に対して災害見舞金を支出した場合は、交際費等として取り扱わず全額を損金に算入します。

【ポイント】



災害見舞金の支出が単なる慰安・贈答のためではなく、取引先の復旧を手助けすることにより、自らが蒙る可能性のある損失を回避するためのものであると考えられるためです。

② 取引先の役員に対する見舞金

被災した取引先にはなく、その役員や使用人等の個人に対して法人が個別に見舞金を支出する場合は、社外の者の慶弔、禍福に際し支出する金品等の費用として交際費等に該当します。

【ポイント】



個人への見舞金の支出は、相手が個人事業主である場合を除いて、取引先の救済により法人の損失を回避するためというより、いわゆる付き合いとしての性質を有すると考えられます。